

申込みから入居まで

申 込 み
〔 令和 8 年 9 月 9 日 (水)、
10 日 (木)、11 日 (金)、
14 日 (月)、16 日 (水) 〕

公 開 抽 選
住戸選定者・補欠確定
(令和 8 年 10 月 2 日 (金))

住 戸 選 定 会
(住戸選定順位決定者)
(令和 8 年 10 月 15 日 (木)、
10 月 23 日 (金))
住 戸 選 定 会 (補 欠)
(令和 8 年 10 月 30 日 (金))

入 居 資 格 審 査

契 約 書 類 の 送 付
(入居者調書等)
鍵渡し予定日の通知
〔 令和 9 年 1 月上旬から
3 月上旬の間に
順次送付 (予定) 〕

入 居 手 続 (契 約)
鍵 渡 し
使用承認書の交付
入 居 後 の 説 明 入 居
〔 契約書類到着から
約 1 か月後 (予定) 〕

- ・大阪市立住まい情報センタービル 3 階 ホールにて窓口受付
「**所定の入居申込書 (85 円分の切手の貼付が必要です。)**」、「**落選はがき合計 11 枚等*** (※ 4 ページの②ア又はイのいずれかの書類)」、「**誓約書**」を提出していただき、記載内容に不備のないことが確認できた方には、「**抽選番号通知票**」をお渡しします。

- ・大阪市営住宅募集センター 募集担当から
抽選後、住戸選定会までに到着するよう、「**抽選結果通知票 (郵便はがき)**」を送付します。

- ・大阪市立住まい情報センタービル 3 階 ホールにて
住戸選定順位が決定した方の住戸選定会は、住戸選定順位ごとに 2 日間 (全 6 回) に分けて行います。住戸選定会の日程については、「**抽選結果通知票 (郵便はがき)**」でご案内します。
住戸選定順位に従い、募集住戸の中から希望住戸を選定していただきます。
住戸選定順位が決定した方が辞退されたために入居者が決定しない住戸がある場合は、令和 8 年 10 月 30 日 (金) に、補欠の方を対象に住戸選定会を実施します。(実施の有無等については、別途お知らせします。)

※**住戸選定会の詳細は、44・45 ページをご覧ください。**

- ・**住戸選定された方には、入居資格審査に必要な書類の案内をお渡しします。**
記載された期限までに指定の提出先に必要書類を送付してください。
不足書類がある場合は、別途ご案内いたします。
入居資格を満たしていない方や入居資格を確認できない方は失格となります。

- ・大阪市都市整備局住宅部管理課 市営住宅調整担当にて入居資格審査を行います。**あっせん予定住宅の部屋番号は先にお知らせいたします。**
- ・入居資格審査に合格後、入居先住宅を管轄する住宅管理センターから入居手続書類 (契約書類等) を送付します。
※住宅によって入居時期は異なります。入居できる時期が決まり次第契約書類を送付いたします。
(契約書類の送付から鍵渡しまでは、原則、概ね 1 か月あまり要します。)

※中東情勢の不安定化に伴う石油製品の供給の見合わせ等の影響により、入居までにお時間を要することがありますので、あらかじめご承知おください。

- ・入居手続 (契約) を行っていただきます。

〔 契約に必要なもの 〕

- ①契約書類 (市営住宅入居者調書等) ※必要事項をご記入ください。
- ②お近くの金融機関にて敷金 (負担家賃の 3 か月分) を納付いただき、領収証書を持参してください。
- ③その他本市が指定する書類

※**入居後は、家賃以外に、居住者が共同で使用する部分に要する費用 (防犯灯・エレベーター等の電気代や共用部分の水道代等) として共益費を負担していただきます。**

申込みの方法

申込方法・受付（窓口受付のみ）

申込受付は、下記日時・場所にて行いますので、必要書類をご用意のうえご持参ください。（郵送・電子申請不可）

日 時 令和8年9月9日(水)、10日(木)、11日(金)、14日(月)、16日(水)

午前10時から午後3時まで（正午から午後1時までを除く。）

場 所 大阪市立住まい情報センタービル 3階ホール（Osaka Metro(地下鉄)「天神橋筋六丁目」駅③号通用連絡口すぐ）

○ 以下のものを受付窓口にご持参ください。

① 所定の入居申込書（申込書の書き方・申込書記載例は41～43ページにあります。）

※ 85円切手の貼付が必要です。

② 次のア又はイのいずれかの書類

ア) 抽選結果通知に関する書類

次の(1)または(2)の「抽選結果通知に関する書類」を合計11枚ご提出ください。

(1)以前に郵送又は窓口で申込みをした方 → 「抽選結果通知票（落選はがき・原本）」

(2)以前に電子申請で申込みをした方 → 「抽選結果通知（落選）を印刷した書面」

※ 対象となるのは、市営住宅定期募集及び親子近居等募集における「公営住宅・改良住宅」の入居申込みに関する落選通知のみです。

※ 下記の申込区分での落選は、この募集における「落選回数」には含まれませんのでご注意ください。

・ 特別賃貸住宅、市営すまいりんぐ（子育て応援型・コミュニティミックス型）、再開発住宅、特定賃貸住宅、専用店舗及び店舗付住宅

・ 親子近居等募集（平成27年以前の実施分）、子育て世帯向け募集（平成18年以前の実施分）、福祉目的の募集（母子・ひとり親・高齢者・障がい者世帯向け等）

イ) 11回落選実績保有者向け募集の通知票

平成24年9月以降に実施された「11回落選実績保有者向け募集」の「抽選結果通知票（郵便はがき）」をご提出ください。（※落選印・辞退印・失格印のいずれかが押されているものが対象です。）

③ 誓約書（49・50ページの所定の様式に記入日・住所・氏名を記載してください。）

誓約書の裏面（「大阪市営住宅における適切な住宅管理に関する取組みについて」）をよくお読みのうえ、ご提出ください。

申込者本人及び同居する者が大阪市営住宅条例を遵守すること、暴力団員でないこと及び市営住宅の未納家賃がないこと等を誓約していただきます。また、必要に応じ、暴力団員に該当するか否かについて、警察への照会を行います。趣旨をご理解いただき、記入日・住所・氏名を記載の上ご提出ください。

○ ②ア又はイのいずれかの書類の確認ができない場合は、受付ができません。

○ この募集は、30～40ページの募集住宅一覧表に掲げるすべての住宅を一括して募集します。申込の際に希望行政区や希望住宅の指定はできません。住戸選定順位が決定した方には、住戸選定順位に従い、募集住宅一覧表の中から希望住宅を選択していただきます。詳しくは、44・45ページの「住戸選定会について」をご覧ください。

申込みの無効・失格について

次のような場合は、申込みを無効とします。

たとえ申込みが受付され、住戸選定順位・補欠順位が決定しても失格となります。

(1) **重複して申込みされた場合**

1世帯による2件以上の申込み、又は同一人が申込者・同居者として複数の申込みを行った場合、重複申込みとなりすべての申込みが無効となりますのでご注意ください。

(2) **収入基準を満たさない場合**

たとえ住戸選定順位・補欠順位が決定しても、「収入証明書」等の書類提出による資格審査の結果、入居収入基準等を満たさない場合、失格となります。

退職を条件として申し込まれる方は、入居契約日までには退職し、証明書を提出していただく必要があります。

(3) **家族を不自然に分割又は合併した申込みの場合（夫婦の別居等）**

離婚予定では申込できません。

ただし、配偶者（生活の本拠を共にする交際相手を含む。）からの暴力により、被害を受けている方とその子どもから構成される世帯又は単身の方で、その証明を受けられる方が「一般世帯向け」又は「単身者向け」区分の公営住宅・改良住宅に申込みされる場合を除きます。（16ページ参照）

また、離婚訴訟中等の場合には、家族を不自然に分割又は合併した申込みとならない場合がありますので、詳しくは大阪市営住宅募集センター募集担当までお問い合わせください。

(4) **申込資格がない場合**

申込者本人及び同居する者が市営住宅の未納家賃等がある場合や、本市からの明渡請求（家賃滞納を原因とする場合等を除く。）により退去し、退去した日の翌日から起算して5年を経過していない場合については、申込みができません。

申込者本人及び同居する者が暴力団員である場合はお申込みが出来ません。

婚約者との構成で申し込まれる方は、当選された場合、婚姻するまでは契約をすることができません。

申込資格のないことが申込受付後に判明した場合は、たとえ住戸選定順位が決定しても、入居決定を取り消します。

(5) **申込書の記載事項が事実と相違している、もしくは事実であることの確認ができない場合**

(6) **申込書に必要事項が記載されていない場合**

(7) **申込書に記載した全員が同時に入居できない場合**

住戸選定順位・補欠順位が決定した場合、**入居予定者の変更**は、出生・死亡等やむをえない理由によるほかは認めません。

申込みにあたっての注意事項

- 年齢については、令和8年9月16日（申込最終日）現在の満年齢です。申込資格については、申込日（令和8年9月9日～9月16日）現在で確認できなければなりません。
- 現在、市営住宅に入居されている方が住宅の狭小などの困窮事由により新たに申込みされ、住戸選定順位が決定した場合のあっせんは、現住宅の家賃の完納と返還を条件とします。
- **何の連絡もなく、本市の指定する手続日にお越しにならないときは、入居を辞退されたものとして処理します。**住戸選定順位決定後、入居辞退をご希望のときは、必ずご連絡をいただきますようお願いします。辞退後の復活はできませんので、あらかじめご承知おきください。
- **入居契約手続きを行い、鍵をお渡しするまでの間は、住宅の下見（内覧）はできません。**
- **市営住宅内では、犬・猫などのペットの飼育はできません。**
- 住宅以外の用途で使用することは、認められません。
- 申込者本人及び同居する者が暴力団員である場合や市営住宅の未納家賃がある場合等は、入居できません。なお、入居後に暴力団員であることが判明した場合もしくは入居後に暴力団員になったことが判明した場合、又は市営住宅の未納家賃があること等が判明した場合は、住宅の明渡しの対象となります。
- **申込みされた市営住宅へ入居した後は、入居者全員が当該住宅に速やかに生活の本拠を移し、住民票を当該住宅に異動してください。**
- 持ち家の方は、原則として申し込むことができません。ただし、入居契約日までに申込者及び同居者以外に持ち家を売却される予定等があり、媒介・売買契約書等の提出ができる場合は申し込むことができますので、詳しくは大阪市営住宅募集センター募集担当までお問い合わせください。
- 入居後は、家賃以外に、居住者が共同で使用する部分に要する費用（防犯灯・エレベーターの電気代や共用部分の水道代等）として共益費を負担していただきます。

落選・辞退された方等の取り扱いについて

今回の募集に落選された方、住戸選定順位（又は補欠順位）が決定したものの住戸選定会において希望住戸を選定できないために辞退された方、及び入居収入基準等が不適格その他により失格となった方は、今回の募集の「抽選結果通知票（郵便はがき）」（落選印、辞退印又は失格印のあるもの）により、次回以降のこの募集に申し込むことができます。

- ※ **次回以降の申込みの際に今回の「抽選結果通知票（郵便はがき）」が必要となります。「抽選結果通知票（郵便はがき）」の再発行はできませんので、大切に保管してください。**